

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県議会の考え方(対応方針)

「山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例」骨子

No	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方(対応方針)
1	第3条	<p>多様性を認め合うのは大事ですが、”差別禁止”の中の、性自認については慎重に議論してほしいです。LGB(性的指向)は他者への影響はありません。ヘテロ＝異性愛者となんら変わりません。しかしながら「T＝トランスジェンダー＝性自認」は別です。相手の性自認を尊重、優先し差別してはならないと条例に入れてしまうと社会の秩序が混乱する可能性があります。GID特例法で性別適合手術を受けて戸籍性別変更済みの性同一性障害(トランスジェンダー)の方は法的に性自認＝性別を認められています。しかし、戸籍・身体ともに男性(女性)、性自認＝心の性は女性(男性)のトランスジェンダーは単なる【自称】で、女装好きの男性、男装の麗人などと区別がつきません。自称(性自認)で性別を勝手に決めて、戸籍や身体とは逆の性別を名乗られ、男女別スペースであるトイレ・更衣室・温泉などを利用されたら迷惑ですし、怖いです。女子トイレや女湯にトランス女性(身体男性)が入ってくるとか、子供や障害のある方は自衛できないし、トラブル・事件になります。</p> <p>性自認による差別禁止と条例に定めたら「性自認は女性です」と言って、女性スペースに入ってくる戸籍男性、身体男性を排除できません。経産省の未オペ(男性器あり)のトランスジェンダーによるトイレ訴訟のようなものが、頻繁に起きる可能性もあります。性自認が女性なのに女子トイレを使えないのは、明確な差別になりますから。</p> <p>トランスジェンダー差別ではなく、これは区別だと思うのです。女性専用スペースは防犯上、絶対に男性を入れてはいけません。身体能力(腕力)が違いすぎる。過去にたくさんの女性が被害に遭っております。</p> <p>差別禁止を条例に入れるのであれば、「男女別スペースは性自認ではなく、身体の性別で区別し利用すること」とはっきり明記して下さい。男性身体者は女湯に入るな！と言ったら差別者扱いで、訴えられるとか女性の権利(＝生存権)を侵害します。正直に申し上げれば、LGBTを保護するような条例は不要だと思っています。LGBTで不採用になるとか、入学拒否されるとかありません。(⇒山梨はパートナー制度を導入している市町村があり、先進的です。)</p> <p>LGBTでも良い仕事を得て、ヘテロの私よりも高収入で高い地位にいる方なんて五万といます。何がどう差別で不利益なのか、説明できますか？LGBTよりも中卒の方が就職できませんよ！！学歴を認め合う社会づくり条例を作って、中卒でも県内の大手の会社などに正社員採用できるようにしてくれるのですか？</p> <p>条例を作るのであれば、何が差別にあたるのか事前に県民に丁寧に説明して下さい。こういう差別があり、改善する必要があると具体的な説明を必ずして下さい。それができないのであれば見送ってほしいです。</p>	1	<p>【反映困難】</p> <p>この条例は、性別や年齢、性のあり方等にかかわらず、一人ひとりが自らの意思で自由に生き方を選択し、自分らしくいきいきと暮らすことができる差別のない社会の構築を目指すこととしております。</p> <p>一方で、この実現には、他者との保護との関係から、課題となる部分や制限される部分があると考えます。特に、公衆浴場や旅館の浴室・脱衣室、トイレなど、関連法規に基づき男女に区分した施設の構造を規定している場合、公共の場における女性への配慮を念頭に定められたものであるため、各施設ごとの現行法規により個別具体的に判断していくことが考えられます。</p> <p>また、この条例において、差別的取扱い等を禁止する趣旨は、行為者を罰したり、非難することを目的とするものではなく、社会における共通認識となるべき行動規範・理念として、そのような行為をしてはならないとするものです。</p>

No	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方(対応方針)
2	全体(第11条は除く)	<p>私は、この条例に反対です。なぜなら、他の人達の権利を侵害したり、自由を最大制限させたりする可能性が高いからです。また、この条例を根拠にしたり、差別を大義名分にしたりして裁判によって他の人の権利や自由の行使を委縮させる可能性が高いからです。そして、「性自認」を認める事によっていろいろな危険性がある。それから、以下の事が起こった時にどうするか考える必要がある。</p> <p>1、ユダヤ教やキリスト教やイスラム教などの宗教を信じている人が、その宗教の教義に基づいて差別的取り扱いをした場合はどうするのか。対処のしかたを間違えると宗教弾圧になる。</p> <p>2、発達障害の人が、発達障害の特性によって差別的取り扱いをした場合はどうするのか。対処のしかたを間違えると障害者差別になる。</p> <p>3、「性自認」は、女性だと認識する男性(生物学的)が女性トイレや銭湯や温泉施設などの女性側の所に入ったらどうするのか。その男性を告発した施設の人や女性(生物学的)達の安全や権利や自由は保障されるのか。対処のしかたを間違えると営業の自由の侵害になったり、女性差別になったりする。それから、国内外では「性自認」による危険性が起きている。そもそもトランスジェンダーは、心理的や精神的な問題または病気を抱えてる可能性がある。</p> <p>4、学問的事実や疑問を言ったり、論文を発表したりしただけでその事を言ったり、発表したりした人があらゆるすべての方法によって、圧力や不利益を受ける事がないのだろうか。もし、その事があつたら言論・表現の自由の侵害であり、学問の自由の侵害である。</p> <p>5、日本の歴史・伝統・文化・慣習が破壊されないか心配。日本の歴史・伝統・文化・慣習を絶対的かつ最大限に守ってほしい。</p> <p>6、LGBT教育は、児童や生徒の健全な育成を阻む事が考える。特に児童や生徒の心身に悪影響を及ぼす事が考えられる。</p> <p>7、有識者から意見を聞くべきです。</p>	1	<p>【反映困難】</p> <p>この条例は、性別や年齢、性のあり方等にかかわらず、一人ひとりが自らの意思で自由に生き方を選択し、自分らしくいきいきと暮らすことができる差別のない社会の構築を目指すこととしております。</p> <p>一方で、この実現には、他者との保護との関係から、課題となる部分や制限される部分があると考えます。特に、公衆浴場や旅館の浴室・脱衣室、トイレなど、関連法規に基づき男女に区分した施設の構造を規定している場合、公共の場における女性への配慮を念頭に定められたものであるため、各施設ごとの現行法規により個別具体的に判断していくことが考えられます。</p> <p>また、この条例において、差別的取扱い等を禁止する趣旨は、行為者を罰したり、非難することを目的とするものではなく、社会における共通認識となるべき行動規範・理念として、そのような行為をしてはならないとするものです。</p>